

石綿含有分析調査 仕様書

石綿含有分析調査は、本仕様書に基づき実施するものとする。

1 業務概要

大気汚染防止法第 18 条の 15、および労働安全衛生法石綿障害予防規則第 3 条に基づく事前調査の根拠資料として、『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省、環境省）』および『石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（厚生労働省）』、その他関係基準に則り分析調査を実施する。

2 調査対象

委託者が指定する建材を対象に、検体採取およびアスベスト含有分析（定性分析）を行う。

3 業務の内容

1) 検体採取、分析調査

- ・ JIS A 1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 1 部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」により適切に実施する。
- ・ 採取作業を行う際は、関係法令に基づく飛散防止およびばく露防止の措置を講じること。
- ・ 石綿含有の判定は、層ごとに実施し、どの層に含有があるか分かるように明記する。
- ・ 仕上塗材の分析調査については、同一仕上部位の 3 箇所以上から検体を採取し、それらを 1 まとめてにして 1 検体として取り扱う。
- ・ 防水シート等の検体採取については、採取後、速やかに採取箇所の補修を行うこと。
- ・ 検体採取を行う前に、現地調査において建材の型式等により石綿含有の有無が判断できる場合、分析調査に依らない報告書作成として取り扱う。

2) 調査報告書の提出

- ・ 調査結果は 1 か月以内に提出すること（別途「速報」での提出も可とする。）
 - ・ 分析調査後、調査結果を記載した「アスベスト分析調査報告書」を作成し、委託者に提出すること。
- ※報告書に、分析調査者の氏名及び登録証番号を記載すること。

4 特記事項

- ・ 作業中に発生した事故については、その原因が本市の責に帰すべき場合を除き、受託者がその責任を負うこと。

- ・ 発生材等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、受託者の責任において適切に処分すること。
- ・ 調査内容や報告書等関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
- ・ 調査結果の記録を 40 年間保存すること。成果品は本市において主管課、その他関係部署へ閲覧に供したうえで、工事発注図書等に添付し公開することに留意する。
- ・ 成果品について質疑等があった場合は、履行期間完了後であっても適正に対応すること。

5 成果品

受託者は 1 施設の調査ごとに、以下の書類を報告書としてとりまとめ、紙媒体を 2 部（一部は A4 ファイル綴込み）と電子媒体を 1 部（枚）提出する。

ア) アスベスト分析調査報告書

イ) 現地検体採取状況写真

ウ) 検体採取箇所を記録した図面

※電子媒体（CD-R）については、原則として業務完了時に提出する。